

八雲町災害時要援護者避難支援プラン (全体計画)

平成25年3月



八雲町

目 次

第1章 総則	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 支援体制の考え方	1
4 計画の構成	2
5 対象とする要援護者	3
第2章 災害時要援護者情報の収集・登録・共有	6
1 要援護者情報の収集	6
2 要援護者情報の登録	6
3 要援護者情報の共有	7
4 要援護者情報の管理	9
5 要援護者情報の更新	9
第3章 避難支援体制	12
1 災害時要援護者支援班の設置	12
2 関係機関との連携	12
3 避難支援体制の構築	12
第4章 災害時情報伝達体制の整備	14
1 避難準備情報等の発令	14
2 情報伝達手段の整備	14
3 津波ハザードマップ等の活用	15
第5章 安否確認	16
1 安否確認の方法	16
2 安否情報窓口の設置	16
第6章 避難誘導及び避難所における支援	17
1 避難誘導の手段・経路等	17
2 避難所における支援	17
第7章 要援護者避難訓練の実施	19
第8章 避難支援プラン（個別支援計画）作成の進め方	20
1 作成の推進	20
2 推進体制等	20
3 個別支援計画の作成方法	20
4 個別支援計画の管理	21
5 個別支援計画の更新	21

第1章 総則

1 計画の目的

近年、ゲリラ豪雨等に代表される突発的災害や台風・竜巻による風水害、新潟県中越沖地震、さらに平成23年の東日本大震災は、世界最大級規模の大地震や想像を超える大津波など、全国各地で大きな災害が発生し、その態様も多様化、大規模化の傾向を示しており、特に高齢者や障がい者等の災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の被災が目立っています。

また、近い将来に、東海地震等の大規模地震の発生が懸念されていることから、町民の安心・安全に関する関心が高まってきています。

こうした中、このような被害を減らすためには、あらかじめ、気象予報・警報、地震情報などの情報の伝達体制を整えるほか、要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要となります。

また、避難生活を送る際にも、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、日頃から要援護者の状況を把握し、理解するように努め、災害発生時には、適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施する必要があります。

この計画は、災害発生時における要援護者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本町における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを定め、自助・共助・公助の役割を明らかにし、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

2 計画の位置づけ

この計画は、「八雲町地域防災計画」及び「八雲町地域福祉計画」に基づく、要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものです。

また、策定にあたっては、「八雲町災害時要援護者避難支援プラン策定委員会」を設置し、関係機関や町民の意見を反映して作成したものであります。

3 支援体制の考え方

災害から身を守るためには、なによりもまず、町民一人ひとりが普段から災害に備え、災害時に適切な対応と行動をとること（自助）が大切です。次に、被害の状況に応じて、救出などの迅速な対応が必要となり、隣近所をはじめとした地域における初動の取組（共助）が求められます。

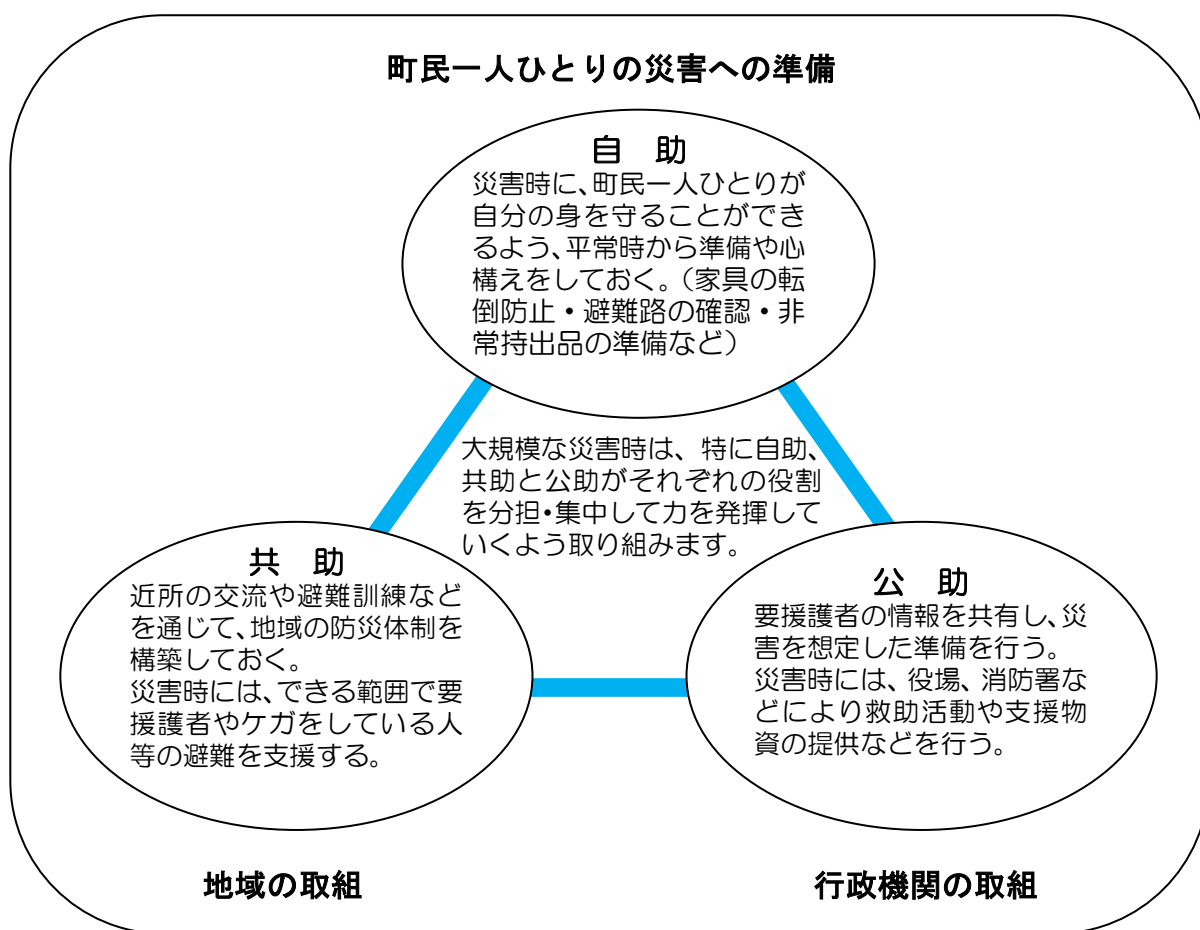
一方で、大規模災害時には、行政機関による救援体制（公助）が整うまでに時間

を要することも想定されます。

そのため、この計画では、町と覚書を締結した町内会等に町が要援護者名簿を提供し、地域組織と要援護者の平常時からの交流をとおして、地域における共助の輪を広げていきます。

また、町は、自助の啓発や共助の体制づくりの支援について取り組み、災害時の自助・共助・公助の連携を図ります。

《自助・共助・公助の取組》



4 計画の構成

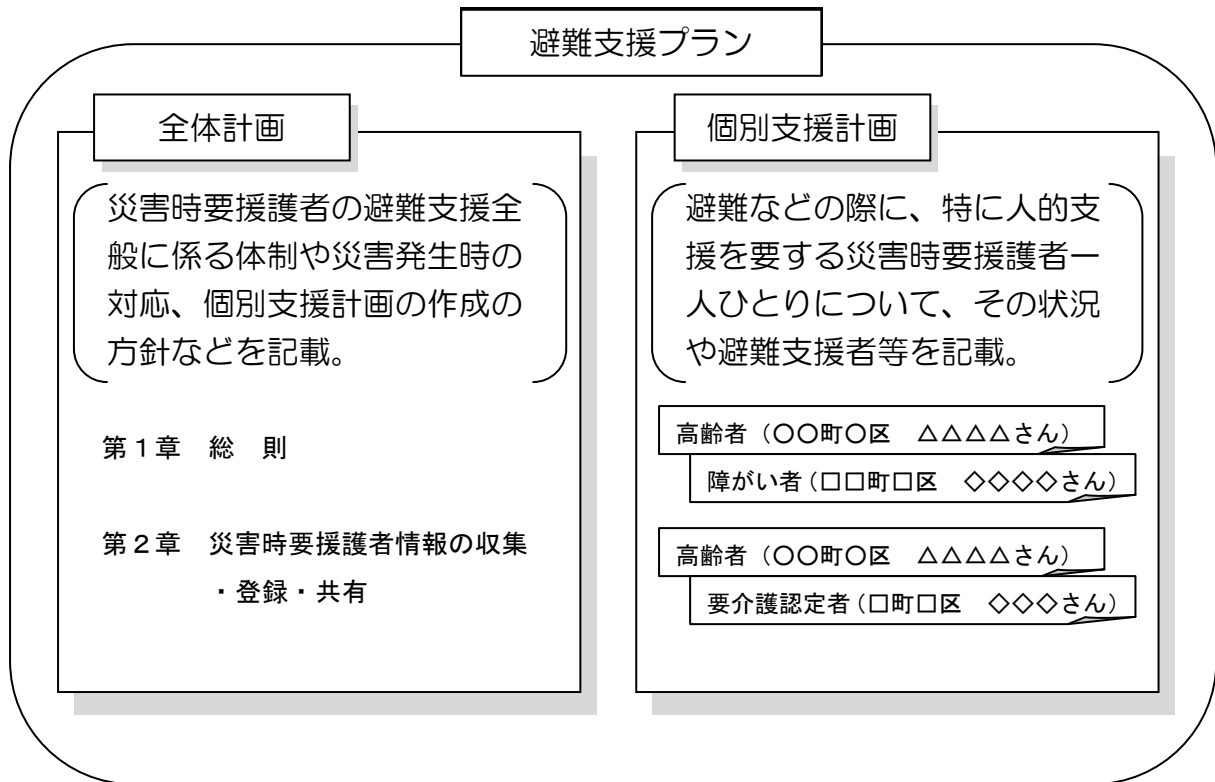
避難支援プランは、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と要援護者一人ひとりのプランを定めた「個別支援計画」により構成します。

全体計画とは本書のことを指し、ここでは要援護者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、個別支援計画の作成方針等の基本的な事項について定めています。

個別支援計画とは本書に基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する要援護

者一人ひとりについて、その状況や避難支援者等を「避難支援プラン（個別支援計画）」により作成したものをいいます。

《避難支援プランの構成イメージ図》



5 対象とする要援護者

この計画において、対象とする要援護者とは、次に掲げる者のうち、災害から自らの身を守るうえで、何らかのハンデキャップを抱えているため、災害時に家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の人とします。

- ①75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②介護保険法による要介護度が3から5の人
- ③身体障がい者のうち、手帳1・2級の人
- ④知的障がい者のうち、療育手帳がA判定の人
- ⑤精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ⑥その他、難病患者や、前各号に掲げる人以外で支援を必要とする人

なお、上記に該当していても、家族等の支援を受けて避難できる場合は、対象とはなりません。

※長期入院している方や福祉施設等に入所している方については、それぞれの施設における支援を受ける前提のもとで対象範囲から除くこととします。

《要援護者の特徴と災害時のニーズ》

	対象者区分		特徴	災害時ニーズ
①	高齢者 (75歳以上)	ひとり暮らし	基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
		高齢者のみの世帯		
②	介護保険法による要介護度が3から5の人		食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ・避難する際は、車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
③	身体障がい者のうち、手帳1・2級所持者	視覚障がい	視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからなかったりする場合が多い。	災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
		聴覚障がい	音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆談等である。	補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
		言語機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。 ・音声は聞こえても、ことばの意味などを理解できない場合がある。 	災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
		肢体不自由	体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。

	対象者区分	特徴	災害時ニーズ
	内部障がい	ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ・継続治療できなくなる傾向がある。 ・透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
④	知的障がい者 （療育手帳A判定所持者）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ・施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ・通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
⑤	精神障がい者 （精神障がい者保健福祉手帳1級所持者）	多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ・自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
⑥	その他（難病患者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での避難が難しく、避難などに支援が必要な人 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。（難病等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす・担架等の移動用具と援護者を確保しておく。 ・外見ではわからないことが多く、薬やケア用品、電源を確保する。

資料：「災害時要援護者対策ガイドライン」（日本赤十字社 平成18年3月）